

大泉町生ごみ処理機器等購入費及び利用料に関する補助事業の実施について

大泉町生ごみ処理機器等購入費及び利用料に関する補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

生ごみ処理機器購入者等の購入及び電気式生ごみ処理機のレンタルを行った者に対し、その購入費又はレンタルに係る月額の利用料購入費の一部を補助することで、生ごみの減量化を効果的に推進することを目的とします。

2 内容

補助対象者	<p>次のいずれにも該当する者としてします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 本町の住民基本台帳に記録されている者2 生ごみ処理機器等を購入し、又は電気式生ごみ処理機をレンタルし、その家庭において使用する者3 その属する世帯に町税の滞納がない者 <p>※ 「生ごみ処理機器等」とは、次に掲げるものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 電気式生ごみ処理機2 コンポスター等の生ごみ処理容器（3、4を除きます。以下同じ。）3 バック型コンポスト（付属品を含みます。以下同じ。）4 段ボールコンポスト（付属品を含みます。以下同じ。）5 2から4に係る基材（生ごみの堆肥化を目的として使用するものに限ります。以下「基材」といいます。）
-------	---

補助対象事業及び 補助対象経費	生ごみ処理機器等を購入する際の購入費及び電気式生ごみ処理機をレンタルする際の月額の利用料について補助を行います。
交付金額	<p>補助金の交付金額は、次のとおりとします。</p> <p>1 生ごみ処理機器等の購入に係る交付金額</p> <p>(1) 電気式生ごみ処理機の場合</p> <p>1世帯につき1台とし、購入費に2分の1を乗じて得た額（上限2万円）を交付します。</p> <p>※ 当該電気式生ごみ処理機を購入した日から起算して5年を経過した日以後に新たに電気式生ごみ処理機を購入した場合は、この(1)の補助金の対象となります。</p> <p>※ 2に係る補助金の対象期間となっている間は、この(1)の補助金の対象外となります。</p> <p>(2) コンポスター等の生ごみ処理容器の場合</p> <p>1世帯につき1基とし、購入費に2分の1を乗じて得た額（上限5,000円）を交付します。</p> <p>※ 当該生ごみ処理容器を購入した日から起算して5年を経過した日以後に新たに生ごみ処理容器を購入した場合は、この(2)の補助金の対象となります。</p> <p>(3) バック型コンポストの場合</p> <p>1世帯につき1年度当たり1個とし、購入費に2分の1を乗じて得た額（交付金額の上限は、1年度につき2,000円）を交付します。</p> <p>(4) 段ボールコンポストの場合</p> <p>1世帯につき1年度当たり4個までとし、それぞれ1個につき購入費に2分の1を乗じて得た額（交付金額の上限は、1個につき1,000円）を交付します。</p> <p>(5) 基材の場合</p>

	<p>1 世帯につき1年度当たり3セットまでとし、それぞれ1セットにつき購入費に2分の1を乗じて得た額（交付金額の上限は、1個につき2,000円）を交付します。</p> <p>2 電気式生ごみ処理機のレンタルに係る交付金額</p> <p>1 世帯につき1台とし、レンタルに係る月額の利用料に2分の1を乗じて得た額（交付金額の上限は、1月当たり1,000円、累計2万円）を交付します。</p> <p>※ 1(1)の補助金の交付を受けたことがある者の属する世帯は、1(1)の電気式生ごみ処理機の購入日から起算して5年を経過する日までは、この2の補助金の対象外となります。</p> <p>3 端数処理</p> <p>交付金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします（1の(5)については1セット単位で、2については1月単位で端数処理を行います。）。</p>
--	---

3 交付手続

<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>生ごみ処理機器等を購入した日又は電気式生ごみ処理機のレンタルが終了した日から起算して90日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、大泉町生ごみ処理機器等購入費及び利用料に関する補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 領収書の写し等生ごみ処理機器等の購入又は電気式生ごみ処理機のレンタルをしたことが分かる書類 2 その他町長が必要と認める書類
--------------------	--

	<p>※ 電気式生ごみ処理機のレンタルの終了する日が令和8年4月1日以後となる場合は、令和8年3月31日までに申請してください（申請日時時点で補助対象者が支払った利用料に対して、補助金を交付します。）。</p>
補助金の交付時期等	<p>提出された申請書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、大泉町生ごみ処理機器等購入費及び利用料に関する補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知し、補助金を交付します。</p>
町への協力依頼	<p>町長は、補助金の交付決定を受けた者に対し、必要に応じて、生ごみ処理機器等の使用状況報告書の提出その他必要な情報の提供を求めることができます。</p>
補助金の返還等	<p>偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者がいたときは、補助金の交付決定を取り消します。</p> <p>また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部または一部を返還しなければなりません。</p>

4 各種様式

申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 大泉町生ごみ処理機器等購入費及び利用料に関する補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） 2 大泉町生ごみ処理機器等購入費及び利用料に関する補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）
---------	---

5 事業期間

期 間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
-----	-----------------------

6 担当部署

大泉町環境整備課	電話 0276（63）3111
----------	-----------------